

新型コロナウイルスに関する文部科学省の主な対応状況について

令和2年3月3日
文部科学省

文部科学省では、事態に適切かつ迅速に対処するため、文部科学省新型インフルエンザ等対策本部（本部長：文部科学大臣）を開催。

政府全体の方針の下、教育機関や研究機関をはじめ全ての文部科学省関係機関と連携し、以下のような取組等を実施中。

【学校等に対する要請】

- 学校における手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- 児童生徒等が感染した場合に、必要に応じて感染した児童生徒の2週間の出席停止措置
- 卒業式・入学式等に関し、参加人数の抑制や予行の取りやめなど実施方法の工夫 →【参考資料1】
- 児童生徒等が感染した場合のほか、感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業 →【参考資料2】

● 全国の小中高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業

※2月28日付けで事務次官通知を発出。また、厚生労働省からも保育所等の対応について周知 →【参考資料3, 4】さらに同日、幼稚園の対応、一斉臨時休業に関するQ&A及び教育課程関係の参考情報等を周知 →【参考資料5, 6, 7】

※3月2日付けで臨時休業に伴う子供の居場所の確保について通知するとともに、学習支援コンテンツポータルサイトの開設について事務連絡を発出 →【参考資料8, 9】

【児童生徒等の心のケアに関する対応】

- いじめや偏見等の相談窓口として「24時間子供SOSダイヤル」を周知
- いじめや偏見の防止等のための大臣メッセージを公表、ホームページやSNS等を通じて周知

【高校入試・大学入試に関する要請】

- 受験会場の衛生管理体制の構築、受験生や保護者に対する情報提供や相談体制の整備
- 入学試験が延期等となった場合の問合せ窓口の設置や受験機会の確保
- 各大学が追試験や振替受験等措置を行った際にその旨を報告 →【参考資料

【留学生への支援】

- 奨学金の柔軟な取扱いなど中国や韓国に留学中の日本人学生に対するメッセージを発信

【日本人学校への支援】

- 例えば中国湖北省又は浙江省から帰国した児童生徒について、特に症状が無くても2週間は外出を控えることなど、中国から帰国した児童生徒等の取扱いについて考え方を整理
- 学校や保護者からの相談がさらに増えることを想定し、公益財団法人海外子女教育振興財団等に、就学支援に係る保護者向け相談窓口を開設
- 中国から帰国した児童生徒等の速やかな受入れに向けて、教育委員会等に対し学齢簿の弾力的な取扱いを行うよう要請
- 公益財団法人海外子女教育振興財団等に、就学支援に係る保護者向け相談窓口を開設

【調査研究の推進】

- 遺伝子組み換え実験を行う場合の加付法上の大臣確認について、通常の審査期間(2週間)を大幅に短縮(3日)して申請のあった2件を確認決定
- 新型コロナウイルスに関する簡易検査キットや治療薬、ワクチンの開発等に対して、科学研究費助成事業特別研究促進費による助成を決定(2/20)

【スポーツ・文化関係イベントに係る要請】

- マスクの着用や手洗い、会場におけるアルコール消毒液設置などのイベント開催時の感染症対策
- スポーツ関係団体に対し国際競技大会等の延期等についての情報収集
- 全国的なスポーツ・文化イベント等について中止、延期又は規模縮小等

【情報提供・広報】

- 文部科学省ホームページに特設ページを開設するとともに、最新情報をTwitterやFacebookなどのSNSで適時発信

【その他】

- 時差出勤やテレワークに関して、常勤職員の半数を目標として実施
- 文部科学省主催のイベント等に関して当面の間中止、延期又は規模縮小等の対応を実施



事務連絡
令和2年2月25日

【重要】

学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について
(令和2年2月25日時点)

新型コロナウイルスに関しては、感染の拡大を防ぐために現在重要な時期にあり、イベントの開催に関しては、

- 最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めること
- イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただきたいこと
- なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではないこと

という考え方を、政府から国民の皆さまに示しているところです。

学校の卒業式や入学式等については、かけがえのない行事であり、現時点で、政府として一律の自粛要請を行うものではありませんが、特に感染が発生している地域におきましては、学校の設置者において、実施方法の変更や延期などを含め、対応を検討していただくようお願いいたします。

また、実施する場合には、下記のような感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫の例についても併せて示しますので、参考にしてください。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）
- ・会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付、卒業証書は代表児童生徒のみに授与など）
- ・予行等は取りやめ、式典当日のみの実施とすること

※卒業式を想定していますが、必要に応じ入学式にも応用ください。

また、高等学校の入学者選抜等に関しては、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第2報）」（令和2年2月19日事務連絡）を踏まえ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの励行の呼びかけなど可能な範囲で感染症対策を行うようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただくようお願いいたします。

大学入学者選抜に関しては、「大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報提供等について（依頼）」（令和2年2月20日事務連絡）を踏まえ、可能な限りの対応に努めていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、当課より事務連絡等を発出した際には、文部科学省のホームページに掲載しますので、こまめにご確認い

ただき、最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校（附属学校を含む。）に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び城内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

（参考）文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○公立学校（高等学校段階まで）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

○国立大学附属学校

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○国立大学

高等教育局 国立大学法人支援課（内3760）

○公立大学

高等教育局 大学振興課（内3370）

○高等専門学校

高等教育局 専門教育課（内3347）

○専修学校・各種学校

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室（内2939）

○認定こども園

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-6257-3095

事務連絡
令和2年2月25日

【重要】

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等を示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等について、厚生労働省と協議の上、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

また、学校や学校の設置者が、都道府県、保健所設置市、特別区などの衛生部局から、新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等又は感染者の濃厚接触者となった児童生徒等についての情報を得た場合には、速やかに、学校の設置者（ただし、私立学校の場合には、私立学校主管課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課又は都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課とする。）から本件連絡先までご連絡いただくようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、

当省より事務連絡等を発出した際には、文部科学省のホームページに掲載しますので、こまめに御確認いただき、最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校（附属学校を含む。）に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

（参考）

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111 (代表)

○公立学校 (高等学校段階まで)

初等中等教育局 健康教育・食育課 (内2918)

メール：kenshoku@mext.go.jp

FAX：03-6734-3794

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課 (内2533)

メール：sigakugy@mext.go.jp

FAX：03-6734-3395

○国立大学附属学校

総合教育政策局 教育人材政策課 (内3498)

メール：kyoin-y@mext.go.jp

FAX：03-6734-3742

○国立大学

高等教育局 国立大学法人支援課 (内3760)

メール：hojinka@mext.go.jp

FAX：03-6734-3388

○公立大学

高等教育局 大学振興課 (内3370)

メール：daigakuc@mext.go.jp

FAX：03-6734-3387

○高等専門学校

高等教育局 専門教育課 (内3347)

メール：senmon@mext.go.jp

FAX：03-6734-3389

○専修学校・各種学校

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室 (内2939)

メール：syosensy@mext.go.jp

FAX：03-6734-3715

○認定こども園

内閣府子ども・子育て本部参事官 (認定こども園担当) 付

TEL：03-6257-3095

メール：kodomokosodatelkai@cao.go.jp

FAX：03-3581-2521

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の
対応について（第二報）（令和2年2月25日時点）

（児童生徒等本人が感染した場合について）

1. 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登校していた場合には、学校の設置者は、学校保健安全法第20条に基づく学校の一部又は全部の臨時休業を速やかに行うこと。臨時休業の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
2. 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登校していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休業が必要とまではいえない可能性もある。このため、学校の設置者は、臨時休業に伴う学習面への影響なども考慮し、その必要性については、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、判断すること。

（児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合について）

3. 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、この場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

（感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業について）

4. 1. 及び2. とは別に、地域全体での感染防止を抑えることを目的に、新型コロナウイルスの地域における流行早期の段階において、都道府県等の衛生部局ほか首長部局とも十分に相談し、公衆衛生対策として、学年末における休業日の弾力的な設定などの措置により、感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業を行うことも考えられる。この場合には、対外的な交流イ

ベントなど地域の児童生徒等が集まる行事なども含めて幅広く対策を検討する必要がある。

(発熱等の症状がある者を休ませる指導の徹底について)

5. 感染拡大の防止の観点から、家庭との連携により、できる限り健康状態の確認(検温等)を行うよう指導することとし、特に、感染者が確認された地域に所在する学校においては、このことを徹底すること。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅で休養させるよう徹底すること。その場合には、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができ、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うことができること。

(教職員における感染対策について)

6. 上記1. から5. については、教職員についても、直接児童生徒等に接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、この場合、休暇の取得や職務専念義務の免除等によって適切に対応すること。教職員を休ませる措置を講じた場合にあっては、当該教職員に代わって授業等を行う者の確保などに努めることが求められるが、困難な場合は、当面自習の扱いとしても差し支えないこと。なお、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員の配置など児童生徒の学びや生活を支える支援といった必要な支援を行うこととしているので、下記担当に相談願いたいこと。

(教員の加配について)

【担当】初等中等教育局財務課定数企画係

03-5253-4111 (内線2038) teisu@mext.go.jp

(補習等のための指導員等派遣事業について)

【担当】初等中等教育局財務課校務調整係

03-5253-4111 (内線3704) ko-mu@mext.go.jp

(臨時休業や出席停止の指示等を行う場合の配慮事項について)

7. 臨時休業や出席停止の指示等を行う場合においては、児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるのではないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。また、児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

大学等において、臨時休業や出席停止の指示等を行う場合については、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること。

8. 臨時休業や出席停止の指示等の判断を行うに当たっては、臨時休業・出席停止等の期間中の児童生徒等の監督者の確保や、給食のキャンセルに係る対応等の保護者の追加的な負担等に留意し、都道府県等の衛生部局ほか首長部局とも十分に相談の上、臨時休業や出席停止等の規模や期間等も含め、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討すること。

(医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応等について)

9. 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や学校医・医療的ケア指導医に現在の学校を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登校時においては、特に、健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とすること。



元文科初第1585号

令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
 各都道府県知事
 附属学校を置く各国立大学法人の長
 各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
 受けた各地方公共団体の長
 厚生労働事務次官

文部科学事務次官

藤原 誠



新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
 等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省としても、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。), 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。), 特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては, 本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間, 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いいたします。

なお, 臨時休業の期間や形態については, 地域や学校の実情を踏まえ, 各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際, 卒業式などを実施する場合には, 感染防止のための措置を講じたり, 必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として, 下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ, 人の集まる場所等への外出を避け, 基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても, 咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって, 学習に著しい遅れが生じることのないよう, 可能な限り, 家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって, 弾力的に対処し, その進級, 進学等に不利益が生じないように配慮すること。なお, このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は, そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり, 文部科学省としては, 公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自自治体の要望を踏まえ行うこととしており, 必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にのっとり教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒(以下「幼児児童生徒」という。)には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)」(令和2年2月19日事務連絡)を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないように、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること

初等中等教育局 財務課（内2038）

○公立学校の教職員の出勤等のサービスに関すること

初等中等教育局 財務課（内2588）

○障害のある幼児児童生徒に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）

○高等学校等の入学者選抜に関すること

初等中等教育局 児童生徒課（内3291）

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

参考資料4

事務連絡
令和2年2月27日

各
〔都道府県〕 保育主管部（局）
〔指定都市〕 地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中
〔中核市〕

厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等
の対応について

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等については、これまで「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）などでお示ししてきたところですが、このたび小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえ、保育所等の対応について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

（保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4854，4853）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

（子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03-5253-1111（内線4966）

FAX：03-3595-2749

E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して
の保育所等の対応について（令和2年2月27日時点）

（保育所について）

1. 今回の要請は、小学校、中学校、高等学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、春休みの前段階として、臨時休業を要請するものである。

一方、保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。

2. ただし、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、臨時休園を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育等の代替措置を講じていただくようお願いしたい。

（放課後児童クラブについて）

1. 放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。その際、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間（原則、1日につき8時間）に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい。
2. また、追加で費用が発生する場合には、「子ども・子育て支援交付金」の国庫補助基準額の範囲内で補助することとしている。加えて、当該期間中に受け入れ児童数が多くなること等に伴い、支援の単位を増やして放課後児童クラブを実施する場合には、既存の長期休暇支援加算の対象とすることができる。これらの追加費用については、内閣府より再度追加の交付申請を受け付ける

予定としているので、適切に申請していただくようお願いしたい。

3. 職員の確保については、放課後児童クラブの利用者へのサービス提供を維持するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、市町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請等を通じて、他の児童福祉施設等からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いしたい。

4. なお、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、放課後児童クラブの利用児童や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、各市区町村において臨時休業を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）やベビーシッターの活用等の代替措置を検討していただくようお願いしたい。

事 務 連 絡
令和2年2月28日

各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管課 御中
各都道府県教育委員会幼稚園主管課

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての幼稚園の
対応について

平素より幼児教育の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、小中高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。これを受け、別添1のとおり、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業を要請したところです。

一方、幼稚園については、保育所と同様、家に一人であることができない年齢の子供が利用するものであることや、保護者の就労等により保育の必要性がある子供の受け皿になっていることから、全国一斉の休業の要請の対象とはしていませんが、園児本人が感染した場合等における臨時休業や、地域全体での感染拡大を防止することを目的とした臨時休業に係る考え方については、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）で示したとおりですので、同事務連絡を踏まえた対応をお願いします。

また、幼稚園を臨時休業とする場合においても、子供の預かりが必要な場合があることを踏まえ、必要に応じて福祉部局と連携の上、幼稚園を所管する部局において、必要な代替措置について適切に対応いただくようお願いいたします。なお、保育所において臨時休業を行う場合については、子供の預かりが必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや自園の子供に対する訪問等の代替措置を講じるよう、厚生労働省から別添2の事務連絡が発出されていますので、ご参考にしてください。

各都道府県教育委員会幼稚園主管課においては域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立幼稚園に対して周知されるようお願いいたします。

【担 当】文部科学省初等中等教育局幼児教育課
TEL 03-5253-4111 (内線) 3136
直 通 03-6734-3136
FAX 03-6734-3736



別添 1

元文科初第1585号

令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官

藤原 誠



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省としても、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。), 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。), 特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては, 本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間, 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いします。

なお, 臨時休業の期間や形態については, 地域や学校の実情を踏まえ, 各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際, 卒業式などを実施する場合には, 感染防止のための措置を講じたり, 必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として, 下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ, 人の集まる場所等への外出を避け, 基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても, 咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって, 学習に著しい遅れが生じることのないよう, 可能な限り, 家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって, 弾力的に対処し, その進級, 進学等に不利益が生じないように配慮すること。なお, このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は, そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり, 文部科学省としては, 公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえ行うこととしており, 必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等へのとおり教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒(以下「幼児児童生徒」という。)には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)」(令和2年2月19日事務連絡)を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないよう、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること

初等中等教育局 財務課（内2038）

○公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

初等中等教育局 財務課（内2588）

○障害のある幼児児童生徒に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）

○高等学校等の入学者選抜に関すること

初等中等教育局 児童生徒課（内3291）

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

別添2

事務連絡
令和2年2月27日

各 { 都道府県 } 保育主管部 (局)
指定都市 地域子ども・子育て支援事業主管部 (局) 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等については、これまで「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について (第二報)」(令和2年2月25日付け事務連絡)などでお示ししてきたところですが、このたび小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえ、保育所等の対応について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (内線4854, 4853)

FAX: 03-3595-2674

E-mail: hoikuka@mhlw.go.jp

(子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL: 03-5253-1111 (内線4966)

FAX: 03-3595-2749

E-mail: clubsenmon@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して
の保育所等の対応について（令和2年2月27日時点）

（保育所について）

1. 今回の要請は、小学校、中学校、高等学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、春休みの前段階として、臨時休業を要請するものである。

一方、保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。

2. ただし、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、臨時休園を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育等の代替措置を講じていただくようお願いしたい。

（放課後児童クラブについて）

1. 放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。その際、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間（原則、1日につき8時間）に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい。

2. また、追加で費用が発生する場合には、「子ども・子育て支援交付金」の国庫補助基準額の範囲内で補助することとしている。加えて、当該期間中に受け入れ児童数が多くなること等に伴い、支援の単位を増やして放課後児童クラブを実施する場合には、既存の長期休暇支援加算の対象とすることができる。これらの追加費用については、内閣府より再度追加の交付申請を受け付ける

予定としているので、適切に申請していただくようお願いしたい。

3. 職員の確保については、放課後児童クラブの利用者へのサービス提供を維持するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、市町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請等を通じて、他の児童福祉施設等からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いしたい。

4. なお、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、放課後児童クラブの利用児童や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、各市区町村において臨時休業を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）やベビーシッターの活用等の代替措置を検討していただくようお願いしたい。

事務連絡
令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・指導事務主管課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校
及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付について
(2月28日時点)

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月28日付け文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」(別添参考資料)において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業等について通知したところですが、このことに伴う検討に資するよう、別紙のとおり参考となる情報についてまとめましたので、お送りいたします。

なお、これらの情報については、令和2年2月28日時点のものであり、今後の状況に鑑み更新の可能性もあり得る旨、申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係

TEL:03-5253-4111(内2918)

**新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び
特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&A**

(令和2年2月28日時点)

<目次>

- 問1 発症した者がいない地方自治体に対しても、臨時休業を求めるのか。要請であるので、設置者の判断により臨時休業を行わないこともよいのか。春休みまで臨時休業にしないといけないのか。
- 問2 学校が臨時休業でも、児童生徒が外出したら効果がないのではないか。
- 問3 学校が臨時休業となる場合、保護者が休みやすい環境を整える必要があるのではないか。1人親や休みが取れない保護者の児童生徒の受け皿をどうするのか。
- 問4 臨時休業を行うことで児童生徒の学習に遅れが生じることが予想されるが、文部科学省として児童生徒の学習保障のための施策を講じることが必要ではないか。
- 問5 臨時休業に伴い、今年度中に実施できる授業時数が標準授業時数を下回ってしまうことが見込まれるが、どうすればよいか。
- 問6 実施した授業時数が標準授業時数を下回っていても、各学年の課程の修了や卒業を認定してもよいのか。
- 問7 卒業を迎える学年の児童生徒に、3月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合においても、当該児童生徒の卒業を認定しても問題はないのか。
- 問8 卒業を迎える学年の児童生徒に、3月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合、どのような対応が考えられるか。
- 問9 卒業を迎える学年以外の児童生徒に、3月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合に、次学年の授業時数の中で、前学年の未指導分の授業を行うことは可能か。
- 問10 臨時休業期間において、指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。
- 問11 臨時休業期間中に実施した家庭学習の内容を学年末の学習評価に反映してよいか。
- 問12 臨時休業に伴い実施することができなくなった学年末考査を、4月以降に実施することは可能でしょうか。可能な場合、その結果を令和元年度の指導要録における観点別学習状況の評価や評定に反映させてもよいでしょうか。
- 問13 通知表については、渡すのが4月以降になってしまってもかまわないか。
- 問14 卒業式を中止した場合に、教育課程上はどのように補えばよいか。
- 問15 卒業式を中止した場合に、卒業証書の授与についてはどうすればよいか。
- 問16 臨時休業期間中の部活動の取扱い如何。
- 問17 臨時休校となった場合、放課後児童クラブの職員の確保が困難であることから、学校の教師が放課後児童クラブの業務に携わることは可能か。
- 問18 休校中において、公立学校の教職員の出勤等の服務はどのように取り扱われるのか。

- 問19 学校現場で任用されている非常勤講師が今回の臨時休業に伴って報酬が支払われなくなるのではないか。
- 問20 保護者の事情等により、学校が一部の児童生徒を受け入れた場合に、児童生徒に事故等が生じた場合、災害共済給付の対象となるのか。
- 問21 今回の一斉臨時休業の要請に関して、幼稚園は含まれるのか。
- 問22 幼稚園を臨時休業とした場合、その期間における指導要録の「出欠状況」にはどのように記載すればよいか。
- 問23 自治体又は幼稚園の判断により、家庭で幼児を保育できる場合には幼稚園に登園させる必要がない旨を保護者に通知し、その通知に基づいて幼児に登園しない場合には、指導要録はどのように扱えばよいか。
- 問24 臨時休校となった場合、放課後等デイサービスの職員の確保が困難であることから、学校の教師が放課後等デイサービスの業務に携わることは可能か。
- 問25 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒に対してどのように配慮すべきか。
- 問26 特別支援学校等がやむを得ず臨時休業措置をとれず、一部の幼児児童生徒が登校することになった場合、登校する幼児児童生徒と登校しない幼児児童生徒の授業日数に関する取り扱いはどうなるか。
- 問27 特別支援学校等がやむを得ず臨時休業措置をとれず、一部の幼児児童生徒が登校することになった場合、特別支援教育就学奨励費により通学費や給食費を支援することはできるのか。
- 問28 高校入試の実施はどうなるのか。
- 問29 高等学校通信制課程について、添削指導、面接指導、試験のいずれも見合わせる必要があるのか。
- 問30 高等学校通信制課程について、「協力校」や「面接指導施設」で実施する面接指導等も臨時休業の対象となるのか。
- 問31 高等学校通信制課程について、合宿等の形式による集中的な面接指導等を実施している場合はどうすべきか。
- 問32 放課後児童クラブは開所することだが、放課後子供教室の実施についてどのように考えているか。

問1 発症した者がいない地方自治体に対しても、臨時休業を求めるのか。要請であるので、設置者の判断により臨時休業を行わないこともよいのか。春休みまで臨時休業にしないといけないのか。

- 基本的には、全国の全ての国公立の小中高校、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者に臨時休業を要請しています。なお、その期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。
- その際、入試や卒業式などを実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いします。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

問2 学校が臨時休業でも、児童生徒が外出したら効果がないのではないのか。

- 各地域において子供たちへの感染拡大を防止する努力がなされていますが、今がまさに感染の流行を早期に収束させるために極めて重要な時期であり、集団で児童生徒が生活する学校現場において大規模な感染リスクを事前に予防するという観点から、学校の臨時休業を要請したものです。
- 臨時休業を行うにあたっては、実効性を担保するため、児童生徒に対し、基本的に自宅で過ごすよう指導をお願いしています。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

問3 学校が臨時休業となる場合、保護者が休みやすい環境を整える必要があるのではないか。1人親や休みが取れない保護者の児童生徒の受け皿をどうするのか。

- 臨時休業を行うに当たっては、保護者が必要に応じて仕事を休めるような環境整備を行うとともに、どうしても仕事に行かなくてはならないご家庭に対しては、放課後児童クラブなどの受け皿の確保が必要であり、関係省庁に協力を求めてまいります。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

問4 臨時休業を行うことで児童生徒の学習に遅れが生じることが予想されるが、文部科学省として児童生徒の学習保障のための施策を講じることが必要ではないか。

- 臨時休業に伴い児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校においては、可能な限り、家庭学習を適切に課すなど配慮いただきたいと考えていますが、文部科学省としては、各学校や教育委員会等における検討に資するよう、児童生徒の臨時休業期間における各教科等の家庭学習において考えられる工夫及び教材例について、令和2年2月28日付け初等中等教育局教育課程課事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業に伴う教育課程関係の参考情報について」でお知らせしているところです。
- なお、児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮いただくようお願いいたします。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問5 臨時休業に伴い、今年度中に実施できる授業時数が標準授業時数を下回ってしまうことが見込まれるが、どうすればよいか。

- 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合において、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされません。

- その場合には、
 - ・ 児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、臨時休業期間中において家庭学習を適切に課したり、臨時休業終了後には補充のための授業や補習を行ったりするなど配慮すること
 - ・ 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮することなどに留意いただくようお願いいたします。

担当：初等中等教育局教育課程課（内 2 3 6 7）

問 6 実施した授業時数が標準授業時数を下回っていても、各学年の課程の修了や卒業を認定してもよいのか。

- 前の問 5 で述べたとおり、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合において、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされません。
- 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、児童生徒の平素の成績を評価して行うこととなっており、総合的に判断いただくものです。
- 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮いただくようお願いいたします。

担当：初等中等教育局教育課程課（内 2 3 6 7）

問 7 卒業を迎える学年の児童生徒に、3 月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合においても、当該児童生徒の卒業を認定しても問題はないのか。

- 卒業の認定に当たっては、児童生徒の平素の成績を評価して行うこととなっています。

- 今般の臨時休業に伴い、卒業を迎える学年の児童生徒が授業を十分受けることができなかつた場合であっても、児童生徒の卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進学等に不利益が生じないよう配慮いただくようお願いいたします。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問8 卒業を迎える学年の児童生徒に、3月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかつた場合、どのような対応が考えられるか。

- 今般の臨時休業に伴い、卒業を迎える学年の児童生徒が授業を十分受けることができなかつた場合には、必要に応じ、進学先の学校に当該児童生徒の学習状況を共有いただくようお願いいたします。
- また、進学先の学校においては、共有された情報を踏まえて必要に応じて補充的な学習などの個に応じた指導を行う等の配慮が考えられます。
- なお、臨時休業期間における各教科等の家庭学習の工夫及び教材例については、令和2年2月28日付け初等中等教育局教育課程課事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業に伴う教育課程関係の参考情報について」別紙2を参照してください。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問9 卒業を迎える学年以外の児童生徒に、3月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかつた場合に、次学年の授業時数の中で、前学年の未指導分の授業を行うことは可能か。

- 今般の臨時休業に伴い、卒業を迎える学年以外の児童生徒が授業を十分受けることができなかつた場合には、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要に応じて、次年度に補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行うことも考えられます。

- その場合において、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもなく、各学校において弾力的に対処いただくことが可能です。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問10 臨時休業期間において、指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。

- 平成22年5月11日の通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」に示す通り、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の措置を行った場合には、授業日数には含まないものとして記録を行うようにしてください。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問11 臨時休業期間中に実施した家庭学習の内容を学年末の学習評価に反映してよいか。

- 学習評価を行うに当たっては、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握し、総合的に判断することが重要であり、臨時休業期間中の家庭学習の成果を適切に加味することは考えられます。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問12 臨時休業に伴い実施することができなくなった学年末考査を、4月以降に実施することは可能でしょうか。可能な場合、その結果を令和元年度の指導要録における観点別学習状況の評価や評定に反映させてもよいでしょうか。

- 学年末考査などの定期考査の実施について法的な規定はなく、3月に実施する予定だった学年末考査を4月以降に実施しても差し支えありません。

- 3月に実施する予定だった学年末考査を4月以降に実施する場合、
 - ・学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる、とされていること
 - ・各学年の課程の修了を認めるに当たっては、児童生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならないこと
 - ・指導要録は、学年ごとに作成されるものとされていることを踏まえ、令和2年度の指導要録における観点別学習状況の評価や評定に反映させることとなります。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問13 通知表については、渡すのが4月以降になってしまってもかまわないか。

- そもそも通知表は法令上の作成義務はなく、実態として各学校で作成しているものです。
- このため、通知表の作成・交付を今年度中に行う義務はなく、児童生徒や保護者等に渡すのが4月以降になっても問題ありません。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問14 卒業式を中止した場合に、教育課程上はどのように補えばよいか。

- 一般的に、卒業式は、学習指導要領の特別活動に定める「儀式的行事」の一環として実施されているものと承知しています。
- 学習指導要領上、この「儀式的行事」は、
 - ・学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること
 - ・小・中学校においては、いずれの学年においても実施することを求めています。その具体的な内容については定めておりません。

- このため、例えば、始業式や終業式等の他の儀式的行事を学習指導要領の趣旨に沿って既に行っている場合には、臨時休業等のやむを得ない事情により卒業式を行わなかったとしても、学習指導要領の定めに反するものではありません。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2903）

問15 卒業式中止した場合に、卒業証書の授与についてはどうすればよいか。

- 学校教育法施行規則の規定に基づき、各学校の校長は、全課程を修了したと認めた児童生徒には、卒業証書を授与することとされていますが、授与の具体的な方法については特段の定めはありません。
- 従って、各学校において、状況に応じ適宜対応いただきたいと考えております。卒業する児童生徒が登校する機会がない場合などには、郵送で卒業証書を授与するといった方法も考えられます。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2565）

問16 臨時休業期間中の部活動の取扱い如何。

- 部活動は学校の教育活動の一環として行われるものであり、今回の臨時休業期間中は、部活動の実施は基本的には自粛されるべきものと考えます。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（3777）

問17 臨時休校となった場合、放課後児童クラブの職員の確保が困難であることから、学校の教師が放課後児童クラブの業務に携わることは可能か。

- 両親共働きの家庭やひとり親家庭の子供たちを放課後児童クラブ等で受け入れるための人的体制を確保する観点から、学校の教師が、子供たちの支援に関する専門家として、各教育委員会の職務命令等に基づいて放課後児童クラブの業務に携わることは可能です。

- なお、教員については、臨時休業であるからといって業務がなくなるものではないことから、教員の業務負担を踏まえた上で、適切にご検討いただきたいと考えています。

担当：初等中等教育局財務課（内2588）

問18 休校中において、公立学校の教職員の出勤等のサービスはどのように取り扱われるのか。

- 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなりますが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にとり教職員のサービスについて適切な取扱いを行っていただきたいと考えております。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進するようお願いいたします。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえるようお願いいたします。

担当：初等中等教育局財務課（内2588）

問19 学校現場で任用されている非常勤講師が今回の臨時休業に伴って報酬が支払われなくなるのではないかと。

- 非常勤講師については、授業がない場合であっても、授業準備、年度末の成績処理や児童生徒の家庭学習の支援などの業務を行うことにより、引き続き休校中においても任用することが考えられるところであり、各教育委員会において、当該非常勤講師の任用形態や学校の運営状況等を踏まえながら、適切な対応をお願いしたいと考えています。

担当：初等中等教育局財務課（内2052）

問20 保護者の事情等により、学校が一部の児童生徒を受け入れた場合に、児童生徒に事故等が生じた場合、災害共済給付の対象となるのか。

- 独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付は学校の管理下で発生する児童生徒の災害について医療費等の支給を行う制度であり、学校の教育計画に基づいて行われる課外指導として、児童生徒等を受け入れている等の要件を満たす場合には、災害共済給付の対象となるものと考えられます。

※災害共済給付制度一般にかかる問い合わせ先：独立行政法人日本スポーツ振興センター

担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課（内2966）

問21 今回の一斉臨時休業の要請に関して、幼稚園は含まれるのか。

- 幼稚園については、保育所と同様、家に一人であることができない年齢の子供が利用するものであることや、保護者の就労等により保育の必要性のある子供の受け皿になっていることを踏まえ、全国一斉の休業要請の対象とはしていません。
- 一方で、園児本人が感染した場合等における臨時休業や、地域全体での感染拡大を防止することを目的とした積極的な臨時休業に係る考え方については、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）をご参照ください。
- 加えて、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての幼稚園の対応について」（令和2年2月28日事務連絡）を发出しておりますので、併せてご参照ください。

担当：初等中等教育局幼児教育課、健康教育・食育課（内3136）

問22 幼稚園を臨時休業とした場合、その期間における指導要録の「出欠状況」にはどのように記載すればよいか。

- 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の措置を行った場合には、教育日数には含まないものとして記録を行うようにしてください。

担当：初等中等教育局幼児教育課（内3136）

問23 自治体又は幼稚園の判断により、家庭で幼児を保育できる場合には幼稚園に登園させる必要がない旨を保護者に通知し、その通知に基づいて幼児が登園しない場合には、指導要録はどのように扱えばよいか。

- 指導要録上は欠席扱いとした上で、「備考欄」等において自治体又は幼稚園の通知等に基づいた欠席である旨等、欠席の事情がわかるような配慮をお願いします。

担当：初等中等教育局幼児教育課（内3136）

問24 臨時休校となった場合、放課後等デイサービスの職員の確保が困難であることから、学校の教師が放課後等デイサービスの業務に携わることは可能か。

- 特別支援学校等に在籍する障害のある児童生徒を放課後等デイサービスで受け入れるための人的体制を確保する観点から、学校の教師が、子供たちの支援に関する専門家として、学校の設置者である教育委員会の職務命令等に基づいて放課後等デイサービスの業務に携わることは可能です。
- なお、教員については、臨時休業であるからといって業務がなくなるものではないことから、教員の業務負担を踏まえた上で、適切にご検討いただきたいと考えています。

担当：初等中等教育局特別支援教育課（内3193）

問25 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒に対してどのように配慮すべきか。

- 特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部（専攻科含む））や小中学校の特別支援学級についても、原則、今回の一斉臨時休業の対象となります。
- 一方、特別支援学校や小中学校の特別支援学級等に在籍する障害のある幼児児童生徒には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることが考えられます。
その場合、各教育委員会や特別支援学校を設置する学校法人・国立大学法人等においては、福祉部局や福祉事務所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組んでいただくようお願いします。

- また、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、やむを得ず臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の格段の配慮を行うようお願いします。

担当：初等中等教育局特別支援教育課（内3193）

問26 特別支援学校等がやむを得ず臨時休業措置をとれず、一部の幼児児童生徒が登校することになった場合、登校する幼児児童生徒と登校しない幼児児童生徒の授業日数に関する取り扱いはどうなるか。

- 障害のある幼児児童生徒で、保護者が仕事を休めず地域の障害福祉サービス等も利用できない等で当該幼児児童生徒の居場所を確保できない場合、学校がやむを得ず臨時休業措置をとれなくなることが考えられます。その場合、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まらないようにする等の特段の配慮を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って幼児児童生徒を学校に登校することになります。
- この場合、登校した幼児児童生徒は出席日数として取り扱うこととなり、特段の配慮を行ったうえで授業等を行うものと考えられます。
- 他方、登校せず自宅等で待機する幼児児童生徒については、学校保健安全法第19条に規定する「感染症にかかる恐れがある児童生徒等に対する出席停止」とみなし、自宅等で待機した日数は出席しなければならない日数に含まないものとして取り扱っていただくようお願いします。

担当：初等中等教育局特別支援教育課（内3193）

問27 特別支援学校等がやむを得ず臨時休業措置をとれず、一部の幼児児童生徒が登校することになった場合、特別支援教育就学奨励費により通学費や給食費を支援することはできるのか。

- 臨時休業措置をとれない場合において障害のある幼児児童生徒が登校する場合は出席日数として取扱うこととなりますので、通学費について特別支援教育就学奨励費の対象として差し支えありません。

- その際、提供する給食の費用が保護者等の負担になる場合には、特別支援教育就学奨励費の対象として差し支えありません。

○ なお、臨時休業措置を取った場合についても、休業期間中の給食の発注を止めることができない場合で、その給食費が保護者等の負担となる場合には、特別支援教育就学奨励費の対象として差し支えありません。

- また、寄宿舎を学校に準じて休業できない場合に生じる寄宿舎居住に伴う経費（寝具購入費、日用品等購入費、食費）については、特別支援教育就学奨励費の対象として差し支えありません。

担当：初等中等教育局特別支援教育課（内2430）

問28 高校入試の実施はどうなるのか。

- 今後予定されている高等学校入学者選抜につきましては、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいと考えています。
- また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいと考えています。

担当：初等中等教育局児童生徒課（内3291）

問29 高等学校通信制課程について、添削指導、面接指導、試験のいずれも見合わせる必要があるのか。

- 生徒が自宅等で自主的に学習することを前提としつつ、添削指導、面接指導（スクーリング）及び試験により教育を実施する通信制課程においては、複数の生徒が面接指導や試験等の際には、全日制課程や定時制課程と同様に学校等で学ぶことから、臨時休業を行うようお願いしているところです。

○ 今回の臨時休業は、子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員の感染リスクにあらかじめ備える観点から、通信制高等学校や協力校等に登校して行う教育活動については見合わせていただく必要があると考えておりますが、一方で、通学を要せずに、自宅で自学自習を行う添削指導については、引き続き実施していただくことを妨げるものではありません。

○ なお、添削指導の実施にあたっては、添削課題や教材等の受け渡しや添削課題のサポート等を受けるために本校等に通学することは、今回の臨時休業の趣旨を踏まえ、見合わせていただくようお願いいたします。

担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当）（内3707）

問30 高等学校通信制課程について、「協力校」や「面接指導施設」で実施する面接指導等も臨時休業の対象となるのか。

○ 子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員の感染リスクにあらかじめ備える観点から、複数の生徒が面接指導や試験等の際には、全日制課程や定時制課程と同様に学校等で学ぶこととなるため、通信教育について協力する高等学校（協力校）や、面接指導や試験等を実施するための施設（面接指導施設）で実施する面接指導等についても、臨時休業の対象としていただくよう、お願いします。

担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当）（内3707）

問31 高等学校通信制課程について、合宿等の形式による集中的な面接指導等を実施している場合はどうすべきか。

○ 今回の臨時休業については、多くの子供たちや教職員の感染リスクにあらかじめ備える観点から、複数の生徒が面接指導や試験等の際には、全日制課程や定時制課程と同様に学校等で学ぶこととなるため、通信制高等学校や協力校等に登校して行う教育活動について見合わせていただく必要があると考えており、合宿等の形式による集中的な面接指導等についても、見合わせていただくよう、お願いします。

担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当）（内3707）

問32 放課後児童クラブは開所することだが、放課後子供教室の実施についてどの様に考えているか。

- 放課後子供教室などの地域学校協働活動については、小学校等において臨時休業を行う場合には、当該校における活動もこれに合わせて休止していただくことが基本と考えております。
- 一方、放課後児童クラブについては、厚生労働省から「感染予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい」との事務連絡が発出されているところであり、地域や学校の実情に応じて、放課後児童クラブと一体的に活動している放課後子供教室については感染防止の措置を講じた上で実施するなど、柔軟な対応をお願いします。

担当：総合教育政策局地域学習推進課（内3260）